

令和8年 第12回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和8年9月1日

○議 題

議案第47号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第48号 選挙人名簿に登録する者について（9月定時登録）

議案第49号 在外選挙人名簿から抹消する者について

○次回開催日

令和8年9月18日（金） 10：00～ 区長応接室

○次々回開催日

令和8年10月20日（火） 10：00～ 区長応接室

議案第47号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年9月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,230人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 60人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 1,170人 |
| | 登録移転者 | 0人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年9月1日 |

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和8年9月1日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	27	627	0	0	654
女	33	543	0	0	576
計	60	1,170	0	0	1,230

議案第48号

選挙人名簿に登録する者について(9月定時登録)

令和8年9月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和8年9月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 登録する者の数 4,656人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和8年9月1日

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
2,299	2,357	4,656

(根拠) 公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調（令和8年9月1日現在）

男女別 区分		男	女	計
令和8年6月登録日現在 選挙人名簿登録者数（a）		74,507	96,055	170,562
上記の登録に係る 補正登録者数（b）		0	0	0
7月5日、7月7日又は8月25日の 選挙時登録者数（※追加登録者数のみ）（c）		0	0	0
選挙時登録（c）に係る 補正登録者数（d）		0	0	0
(a)以後の 抹消者数 (e) <u>※(c)以後 ではない</u>	(イ) 死亡のため	172	202	374
	(ロ) 転出後4箇月を経過したため	1,718	1,677	3,395
	(ハ) 在外名簿への登録移転のため	1	0	1
	(ニ) 誤載のため	()	()	()
		0	0	0
計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()		1,891	1,879	3,770
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区)（f）		580	694	1,274
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区)（g）		736	856	1,592
今回（令和8年9月1日） 追加登録者数（h）		2,299	2,357	4,656
今回定時登録日現在における 名簿登録者数（i） (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)		74,759	96,371	171,130

在外選挙人名簿登録者数調（令和8年9月1日現在）

指定在外選挙
投票区名

大名

投票区

男女別 区分		男	女	計
令和8年6月1日現在 在外選挙人名簿登録者数（a）		58	107	165
(a)以後の抹消者数（b）		1	3	4
(a)以後の追加登録者数（c）		2	2	4
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数（d） (a)-(b)+(c)		59	106	165

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,866	4,466	8,332
2	春吉第二	2,792	3,414	6,206
3	警固第一	3,339	4,914	8,253
4	警固第二	3,073	4,077	7,150
5	大 名	1,267	1,621	2,888
6	赤 坂	3,959	5,169	9,128
7	舞 鶴	3,911	4,519	8,430
8	簀子第一	3,815	4,569	8,384
9	簀子第二	1,699	2,317	4,016
10	当仁第一	3,687	4,818	8,505
11	当仁第二	2,198	2,905	5,103
12	南当仁第一	2,947	3,652	6,599
13	南当仁第二	2,808	3,304	6,112
14	南当仁第三	1,783	2,204	3,987
15	高 宮	4,715	6,593	11,308
16	一 本 木	3,413	5,000	8,413
17	平 尾	2,826	3,577	6,403
18	草ヶ江	3,059	4,156	7,215
19	小 笹	1,864	2,342	4,206
20	梅 光 園	1,524	2,028	3,552
21	福 浜	1,535	2,278	3,813
22	小 笹 南	4,027	4,640	8,667
23	笹 丘	3,244	3,877	7,121
24	薬 院	4,306	5,972	10,278
25	六 本 松	3,102	3,959	7,061
	合 計	74,759	96,371	171,130

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	7年9月 (A)	7年12月	8年3月	8年6月	8年9月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,480	8,429	8,367	8,368	8,332	▲ 148
2	春吉第二	6,173	6,154	6,141	6,167	6,206	33
3	警固第一	8,250	8,226	8,230	8,235	8,253	3
4	警固第二	7,204	7,166	7,155	7,124	7,150	▲ 54
5	大 名	2,894	2,885	2,868	2,878	2,888	▲ 6
6	赤 坂	9,092	9,102	9,097	9,100	9,128	36
7	舞 鶴	8,454	8,427	8,425	8,425	8,430	▲ 24
8	簀子第一	8,359	8,355	8,334	8,316	8,384	25
9	簀子第二	3,950	3,958	3,962	3,967	4,016	66
10	当仁第一	8,560	8,574	8,516	8,504	8,505	▲ 55
11	当仁第二	5,133	5,105	5,066	5,061	5,103	▲ 30
12	南当仁第一	6,642	6,652	6,619	6,566	6,599	▲ 43
13	南当仁第二	6,127	6,118	6,129	6,123	6,112	▲ 15
14	南当仁第三	3,994	3,997	3,992	3,981	3,987	▲ 7
15	高 宮	11,414	11,389	11,360	11,292	11,308	▲ 106
16	一 本 木	8,426	8,451	8,404	8,388	8,413	▲ 13
17	平 尾	6,400	6,367	6,389	6,371	6,403	3
18	草ヶ江	7,235	7,257	7,234	7,239	7,215	▲ 20
19	小 笹	3,932	3,946	4,083	4,153	4,206	274
20	梅光園	3,502	3,483	3,489	3,535	3,552	50
21	福 浜	3,907	3,887	3,875	3,829	3,813	▲ 94
22	小笹南	8,714	8,609	8,512	8,505	8,667	▲ 47
23	笹 丘	7,068	7,081	7,085	7,094	7,121	53
24	薬 院	10,289	10,313	10,295	10,305	10,278	▲ 11
25	六本松	7,004	7,026	7,033	7,036	7,061	57
	合 計	171,203	170,957	170,660	170,562	171,130	▲ 73

議案第49号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年9月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 2人 |
| | 内訳 国内転入者 | 2人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年9月1日 |

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。